

事務連絡
令和6年6月5日

各都道府県廃棄物主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局
災害廃棄物対策室

「公費解体・撤去マニュアル」の改訂について（周知）

日頃より廃棄物行政の推進についてご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により各地で家屋等に大規模な被害が生じ、これに伴い、今後、損壊した家屋等の大量の解体が見込まれることから、令和6年1月29日に家屋解体の事務手続を行う際の参考となるよう「公費解体・撤去マニュアル」を策定・公表したところです。

今般、主に下記の事項について、法務省と協議の上、マニュアルの改訂を実施いたしました。

- ・「令和6年能登半島地震によって損壊した家屋等に係る公費解体・撤去に関する申請手続等の円滑な実施について（周知）（令和6年5月28日付け事務連絡）」を踏まえた記載の追加
- ・解体の際の隣地使用に関する留意点の記載の追加

貴都道府県におかれましては、執務上の参考にさせていただくとともに、貴管内市町村に対し周知を図っていただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

環境省 環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室

TEL:03-5521-8358（直通）

環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

TEL:03-5521-8337（直通）